

11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」を利用いただくと、いつでも自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、さまざまなパターンを試算することもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページで確認いただくか、問い合わせください。
 問合先／釧路年金事務所 ☎ 0154-22-5810

公共職業訓練受講生募集

対象／ハローワークに求職の登録をしている方

訓練科目／ビジネスワーク科

定員／15人

申込受付期間／11月25日(金)まで

見学会／11月10日(木)、17日(木)

選考日／12月1日(木)

訓練期間／令和5年1月5日(木)～6月29日(木)

費用／2万円程度(テキスト代)

申込先／ハローワーク釧路 ☎ 0154-41-1201

問合先／ポリテクセンター釧路 ☎ 0154-57-5938

ご寄付ありがとうございます

寄付者／白糠町西1条南4丁目1番地5

笠原 邦夫 様

茂子 様

まちづくり寄付／100,000円 教育寄付／100,000円

寄付日／10月6日

社会福祉協議会会葬お礼ハガキ利用料

- ・東理 小夜子さん(刺牛2) 23,000円
- ・田名部 弘志さん(岬2) 11,000円
- ・山下 陸夫さん(東1南1) 23,000円
- ・澁谷 文子さん(茶路基線99) 28,000円



釧路市西消防署白糠支署
 9月末までの活動状況

救急出動件数 35件(320件)
 ・急病 29件(229件)
 ・交通事故 1件(15件)
 ・その他 5件(76件)
 ドクターヘリ搬送件数 0件(2件)
 火災出動件数 0件(5件)
 その他の出動件数 4件(48件)
 ※()内は令和4年1月からの累計出動件数
 問合先／西消防署白糠支署 ☎ 2-2053

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

令和4年中(令和4年1月1日から令和4年12月31日)に納められた国民年金保険料の全額が所得税および地方税法上、社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。このため、日本年金機構から次の日程の通り「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発送されますので、届きましたら年末調整や確定申告の際に使用してください。

【発送時期】

①令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には令和4年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送

②令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方には令和5年2月上旬に発送(①の対象者は除く)

問合先／釧路年金事務所 ☎ 0154-22-5810

2022「木育・森づくりフェア」のご案内

子どもを始めとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取り組み「木育」は北海道で生まれた言葉です。

木育の取り組みを通して「協働の森林づくり」への地域の方々の関心を高めるため、釧路管内の市町村と国や道などの関係機関が連携して、各種木工体験など「木とのふれあい」をテーマに2022「木育・森づくりフェア」を開催します。

日時／11月19日(土)、20日(日) 10時～16時

会場／イオンモール釧路昭和1階 サンコート広場

入場料／入場料は無料です。なお、曜日による内容の違いや、数量限定のコーナーもありますので、お問い合わせください。

問合先／釧路総合振興局 ☎ 0154-43-9147

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者(会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど)およびその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額／時間額920円

効力発生日／令和4年10月2日

・最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金および時間外等割増賃金は算入されません。

・最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

その他、詳しくはお問い合わせください。

問合先／北海道労働局最低賃金係 ☎ 011-709-2311

無料税務相談会を開催

北海道税理士会釧路支部では「税を考える週間」の行事として、無料税務相談会を実施します(要予約)。

日時／11月14日(月) ①10時～12時 ②13時～15時

会場／道東経済センタービル2階

釧路市大町1-1-1

予約期間／11月11日(金)まで

予約専用電話／080-8109-8870

問合先／北海道税理士会釧路支部 ☎ 0154-42-0407

今月の納税

固定資産税 第4期

国民健康保険税 第5期

納付期限 11月30日(水)

■今月の夜間窓口

日時／11月24日(木) 17時～19時

会場／役場1階税務課窓口(6番窓口)

問合先／税務課収納係 内線(538)

知っていますか「建退共制度」

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

加入できる事業主／建設業を営む方

対象となる労働者／建設業の現場で働く人

掛金／日額320円

★特長

- ・国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- ・経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ・掛金の一部を国が助成します。
- ・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ・掛金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能です。
- ・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

■建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震等により災害救助法が適用された方に対し、各種手続きの特例措置を実施しています。

ホームページ「建退共」に制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひアクセスしてご覧ください。

問合先／建設業退職金共済事業本部

☎ 03-6731-2867

消費税インボイス制度

令和5年10月から始まるインボイス制度の開始前に、登録に際し「取引先への登録番号の通知」等の準備が必要となりますので、登録を予定されている方は早期の登録申請をお勧めします。制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要となります。

インボイス制度とは、インボイス発行事業者(売手)は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問合先／インボイスコールセンター

☎ 0120-205-553(9時～17時)

釧路税務署 ☎ 0154-31-5100

消費税の申告をされる個人事業者の方へ

令和5年分の消費税の届出はお済みですか？

【新たに課税事業者となる方の届出】

・個人事業者の方で、新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な方)となる場合には、納税地の所轄税務署長「消費税課税事業者届出(基準期間用)」を提出する必要があります。

【簡易課税制度の選択の届出】

・令和3年分(基準期間)における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

令和5年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、令和4年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

その他詳しくはお問い合わせください。

【注意事項】

- ・課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
- ・一般課税で申告される方は(簡易課税制度の適用を受けない方)が仕入税額控除を適用するためには、区分経理に対応した帳簿および請求書等の保存が要件となります。
- ・区分経理を行うことが困難な中小業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の業者)の方には、経過措置として、売上税額の計算の特例が設けられています。

※売上税額の計算の特例は令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間、適用することができます。

問合先／釧路税務署 ☎ 0154-31-5100